

第九十八号議案

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月二十日

提出者

江戸川区長 斎

藤

猛

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する
条例

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程（平成十六年十二月江戸川区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。
別表第一東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（篠崎町七丁目二番、三番、一〇番、一一番及び篠崎町八丁目一二番）の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

篠崎駅西部地区における土地区画整理事業二地区のうち、一地区の土地区画整理事業が完了したことにより、当該地区に係る規定を削除するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。